

平成 21年 3月 15日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18330007
 研究課題名（和文）21世紀高齢少子社会の法システムに関する公法学的実証的研究
 研究課題名（英文）Constitutional and Public Law Analysis about the Elder Law and Child Law System in the 21st Century
 研究代表者
 竹中 勲（TAKENAKA ISAO）
 同志社大学・大学院司法研究科・教授
 研究者番号：40144604

研究成果の概要：

21世紀日本の法システムの構築の課題の一環として、高齢少子社会の法システム（高齢者医療提供制度、高齢者介護保険、公的年金、子育て支援、子どもの養教育システムなど）について公法学的（憲法・行政法・社会保障法・民法など）実証的研究を行い、また、比較法的研究を行った。これにより高齢者法・子ども法を考察する際の基本的視座を獲得し、両分野に関する様々の個別研究成果（論文等）を獲得することができた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	3,100,000	930,000	4,030,000
2007年度	3,200,000	960,000	4,160,000
2008年度	2,500,000	750,000	3,250,000
年度			
年度			
総計	8,800,000	2,640,000	11,440,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法

1. 研究開始当初の背景

「高齢社会」・「少子人口減少社会」に直面した日本において、両者における諸問題を総合的に分析する「高齢少子社会の法システムの研究」は喫緊の課題となっていたが、その法律学的研究は断片的個別分析にとどまっておろ、とりわけ公法学的（憲法・行政法学的）研究がなお欠落しているという問題性がみられたことは否めないといえよう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、①21世紀日本の法システムの再構築の課題の研究の一環として、②日本

国憲法13条の内包する諸個人の共存の原理・基幹的な自己人生創造希求権を十全にする法制度を探究するという視覚に基づき、③高齢少子社会の法システム（高齢者医療提供制度、高齢者介護保険、公的年金、子育て支援、子どもの養教育システムなど）について公法学的（憲法・行政法・社会保障法・民法など）実証的研究を行い、また、比較法的研究（日本とアメリカ、ドイツ、フィンランドなどとの比較研究）を行うことにある。

3. 研究の方法

本研究の方法は、以下の3つから成る。

(1) 本研究に関する基本視座の獲得確認(とくに初年度)のため、以下の諸作業を行った。

①高齢社会・少子人口減少社会の現状把握・実証的分析と理論動向の確認・公法学的検討—(ア)高齢者法学の(Elder Law)の日米比較、(イ)アメリカのエイジズム(ageism)論、(ウ)社会保障の憲法的基礎・人間像論、子どもの「最低生活を受ける権利」・「保育を受ける権利」論。

②高齢少子人口減少社会をめぐる法システムの具体的検討—(ア)高齢者福祉サービスの質的保障のための行政制度、(イ)養教育制度における子ども・親の選択の自由と支援、(ウ)就学援助制度の歴史的展開、(エ)災害要援護者(高齢者・障害者等)の支援制度。

(2) 海外調査および比較法的研究

アメリカ(カリフォルニア州の関係行政機関や高齢者団体施設への聞き取り調査、UCバークレー大学ロースクールでの研究者交流、全米高齢者団体合同会議に参加しての研究交流など)、ドイツ(世話人協会、幼児教育の施設(Kita)と学校(Schule)での聞き取り調査など)、フィンランド(ヘルシンキにおいて、ソラカッリオ学校[知的障害児のための小中併設の公立特殊学校]訪問、ヘルシンキ市教育委員会訪問、カピュラ普通学校訪問、国民年金局、自治体協会、アルツハイマー協会およびその運営する高齢者施設レーナンコティ訪問、社会保健研究開発センターでの聞き取り調査、国会のビジターズ・センター国会オンブズマン事務局・ヘルシンキ大学での研究交流など)を中心として、海外調査研究を行い、日本の法システムとの比較検討を行った。

(3) 研究会による相互検討とまとめ

3年次にわたり合同研究会を開催し、また、この分野に造詣の深いゲストスピーカーを招聘して豊富な知見を科研メンバーで共有するとともに、各メンバーの個別研究を相互に検討し、全体のまとめへと収斂させていった。

4. 研究成果

日本の研究と比較法研究とを統合し、「総合法律学的分析」作業へと進むためのまとめの作業へと向かうことのできる成果をあげることができたといつてよい。

高齢者法システムの基本原理としては、単なる「高齢者=弱者」論ではなく、高齢者も自己の人生をつくりあげる営みに継続して従事する点では非高齢者と異なることはないとの基本的とらえ方・人間像に立ちつつ、

高齢者層に身体的・精神的・経済的側面において重疊的に生じうるニーズに対応する(個人を基点とした)きめ細やかな法システムの探求の必要性を確認できた。

子ども法システムの基本原理としては、単なる「子ども=保護の客体」論ではなく、自律・自立へと向かう成長過程にある個人との基本的とらえ方に立ったうえで、成長過程における判断の未成熟性を考慮したきめ細やかな法システムの探求の必要性を確認することができた。

総じていえば、日本国憲法のもとでの21世紀のあるべき法システムとしては、「年齢、性別、国籍、肩書きなど」にとらわれることなく、各人が自己自身の人生をつくり上げていく際にどのような法的制度が確立されるべきかの観点から高齢者法システムと子ども法システムを統合していくことの重要性を確認することができた。

なお、「21世紀日本の法システムの再構築」という点では本研究以外にも重要な諸課題が喫緊の課題として存在する(たとえば、憲法25条「公衆衛生」実現法システムの公法学的研究など)。こうした他のテーマに着手する際の基本的な研究方法論を獲得することができた。

最終報告書『21世紀高齢少子社会の法システムに関する公法学的実証的研究』

(基盤研究(B)平成18(2006)年—平成19(2008)年)

はしがき

第I部(総論) 21世紀高齢者法・子ども法の基本原理

<1>=21世紀高齢者法・子ども法の基本原理

<2>=21世紀高齢者法の基本原理

<3>=21世紀子ども法の基本原理

<4>=「福祉国家」の展開と憲法構造

<5>=「福祉国家」と格差社会

第II部(各論)=21世紀高齢者法システムの検討

<6>=高齢者介護・医療システムの現況と課題

<7>=高齢者福祉における行政の役割

<8>=自然災害時における高齢者個人情報活用の活用・保護をめぐる政策法務上の諸問題

<9>=医療介護福祉情報と憲法

<10>=ドイツの成年後見法改革と残された課題—施設契約と身体拘束など—

<11>=成年被後見人の選挙権の制約の合憲性

第III部(各論) 21世紀子ども法システムの検討

<12>=変動期の教育法と今後の課題

<13>=憲法二五条で保障される「子どもの最低生活」の研究

<14>=学校給食費問題と就学援助制度の再検討

<15>=保育所廃止と仮の差止

<16>=ドイツにおける「全日制学校」の導入と「親の権利」

資料—海外調査記録の概要

(1) アメリカ海外調査

(2) ドイツ海外調査

(3) フィンランド海外調査

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 22件)

① 竹中勲、「成年被後見人の選挙権の制約の合憲性」、同志社法学、61巻2号、2009年、135-174、査読無。

② 遠藤美奈、「福祉国家の憲法枠組み—フィンランドにおける社会保障の権利・平等」、憲法問題、20号、2009年、67-79、査読無。

③ 尾形健、「『福祉国家』と憲法構造—『格差社会』へのアメリカの対応をめぐる一考察」、憲法問題、20号、2009年、7-19、査読無。

④ 山崎栄一、「<報告>被災者支援に関する法案の整理・分析」、災害復興研究、1号、2009年、97-118、査読無。

⑤ 山崎栄一、「災害時要援護者の避難支援と個人情報」、地域防災研究論文集、2009年、89-98、査読無。

⑥ 竹中勲、「予防接種強制制度の合憲性と予防接種健康被害に対する憲法上の救済権」、同志社法学、60巻5号、2008年、1-45、査読無。

⑦ 米沢広一、「変動期の教育法」、法学雑誌、55巻2号、2008年、473-553、査読無。

⑧ 米沢広一、「子どもの発達権、成長権」、学校運営、567号、2008年、12-15、査読無。

⑨ 豊島明子、「福祉の契約化と福祉行政の役割—高齢者福祉と障害者福祉に着目して」、法政論集、225号、2008年、185-212、査読無。

⑩ 大沢光、「保育所廃止における仮の差止めの可能性」、法政論集、225号、2008年、213-223、査読無。

⑪ 藤澤宏樹、「学校給食費未納問題の現状と課題—近年の市町村の対応を中心に」、大阪経済大論集、59巻2号、2008年、185-212、査読無。

⑫ 藤澤宏樹、「学校給食法の目的転換への懸念—1950年代の国会審議を手がかりに」、子どものための学校事務、101号、200

8年、52-60、査読無。

⑬ 神野礼斉、「施設契約と身体拘束—ドイツ法を参考として」、実践成年後見、26号、2008年、47-54、査読無。

⑭ 竹中勲、「憲法13条と自己人生創造希求権」、佐藤幸治先生古稀記念『国民主権と法の支配』(成文堂、2008年)、1-19、査読無。

⑮ 米沢広一、「障害児の教育を受ける権利」、障害者問題研究、36巻1号、2008年、10-17、査読無。

⑯ 藤澤宏樹、「就学援助制度の再検討(1)(2・完)」、大阪経大論集59巻1号、2008年、57-75、58巻1号、2007年、199-219、査読無。

⑰ 横田守弘、「学校選択と教育権論」、田原宏人ほか編『教育のために—理論的応答』(世織書房、2007年)、163-187、査読無。

⑱ 遠藤美奈、「格差社会と社会権の現在」、法学セミナー、52巻10号、2007年、307-311、査読無。

⑲ 豊島明子、「社会福祉行政の役割に関する一考察—高齢者福祉分野を対象に」、アカデミア・人文社会科学編(南山大学)、2007年、233-256、査読無。

20 尾形健、「生存権論の可能性」、法学教室、326号、2007年、14-21、査読無。

21 竹中勲、「医療介護福祉情報と憲法」、同志社法学、58巻7号、2007年、45-93、査読無。

22 豊島明子、「社会福祉行政とNPM—変容する社会福祉行政と行政法学の課題」、法律時報78巻9号、2006年、33-39、査読無。

[学会発表] (計 11件)

山崎栄一、「被災者支援法制論の方向性」、日本災害復興学会、2008年11月22日、東京大学本郷キャンパス。

山崎栄一(代表)、「被災者台帳システム構築に関する政策法務上の課題—新潟県柏崎市における現状を踏まえて—」、地域安全学会、2008年11月14日、静岡県地震防災センター。

遠藤美奈、「福祉国家の憲法枠組み—フィンランドにおける社会保障の権利・平等・デモクラシー」、全国憲法研究会秋季研究総会、2008年10月13日、國學院大學。

尾形健、「社会保障給付の裁判的保障—行政行為(administrative action)と司法審査の可能性をめぐる議論から」、日米法学会第44回総会、2008年9月16日、神戸大学。

山崎栄一（代表）、「災害時要援護者の避難支援—個人情報により実践的な収集・共有を目指して」、地域安全学会、2007年11月10日 静岡県地震防災センター。

神野礼斉、「ドイツ成年後見法における事前配慮措置」、第48回中四国法政学会、2007年10月27日、愛媛大学。

山崎栄一、「被災者支援法制の将来像」、日本公共政策学会 2007年度研究大会、2007年6月10日、東北大学。

山崎栄一（代表）、「災害時要援護者の避難支援に関する政策法務のあり方について」、地域安全学会、2006年11月24日、東京大学駒場キャンパス。

山崎栄一、「福祉用具の安全と法制度」、日本機械学会 2006年度年次大会、2006年9月21日、熊本大学。

神野礼斉、「日本成年後見法の現状と課題」、第11回日韓家族法学会、2006年6月9日、韓国釜山・東亜大学。

神野礼斉、「ドイツにおける任意後見」、第3回日本成年後見法学会、2006年5月27日、流通経済大学。

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹中 勲 (TAKENAKA ISAO)
同志社大学・大学院司法研究科・教授
研究者番号：40144604

(2) 研究分担者

米澤 広一 (YONEZAWA KOUICHI)
大阪市立大学・法学研究科・教授
研究者番号：30148605

横田 守弘 (YOKOTA MORIHIRO)
西南学院大学・法務研究科・教授
研究者番号：40200901

遠藤 美奈 (ENDOU MINA)
西南学院大学・法学部・准教授
研究者番号：40319786

藤澤 宏樹 (HUJISAWA HIROKI)
大阪経済大学・経営学部・准教授
研究者番号：60310984

豊島 明子 (TOYOSHIMA AKIKO)
南山大学・総合政策学部・准教授
研究者番号：10293680

大沢 光 (OOSAWA HIKARU)
青山学院大学・法学部・准教授
研究者番号：00303579

山崎 栄一 (YAMASAKI EIICHI)
大分大学・教育福祉科学部・准教授
研究者番号：00352360

尾形 健 (OGATA TAKESHI)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：60368470

神野 礼斉 (JINNO REISEI)
広島大学・法務研究科・准教授
研究者番号：80330950

(3) 連携研究者

なし